

26年11月スタート！「免税リファンド方式」とは



●免税制度が抜本的に変わります

11月より、免税販売制度がこれまでの常識を覆す形で変わります。現行の「消費税なしで販売する」仕組みが廃止され、「後から消費税相当額を返金する」リファンド方式へ完全移行することに！

これまでは、購入時にパスポートを提示すれば、その場で消費税分を差し引いて購入できるため、免税で購入した商品を国内で転売して利ザヤを稼ぐ不正事案が多発し、欧米で広く導入されているリファンド方式へ変更されることに…。

11月からは、①免税店は消費税込みで販売し、これまで通り免税手続きを行い、②旅行者が購入から90日以内に出国時に税関で確認手続きをし、③空港カウンターで消費税還付金を受領（現金、クレジットカード、口座振込、QRコードなど）というフローになります。



●免税店側のメリット、デメリット

<メリット>

消耗品（化粧品や食品など）の特殊包装が不要となり、免税判定※も簡単になるため、レジでの事務負担を大幅カットできることとなります。

※免税判定

改正前：一般物品（衣類、バッグ等）は一日一店舗当り5,000円、消耗品は5,000円から50万円までなど。
改正後：一般物品と消耗品合計で5,000円以上

消費税を預かるためキャッシュフローは改善したようにみえますが、あくまで預り金で返金原資に過ぎない点に注意が必要です。

<デメリット>

いったん預かった消費税を返金する処理が必要になります。返金手続き自動化のシステム導入コストや、クレジットカード等への返金手数料負担など新たなコストが発生することに。



●店頭で説明が必要な3つのポイント

免税店は、販売時に次の3点の説明が義務付けられます。国税庁では、リファンド方式についての5カ国語のパンフレットをHPで公開しています。

1. 購入日から90日以内の出国時に、税関でパスポートを提示して確認を受ける必要があること。
2. 税関の求めに応じて、必ず物品を提示しなければならないこと。ちなみに税関での確認はレシート単位、一部でも消費するとレシート分すべてが免税の対象外になります。
3. 税関で確認後の物品は遅滞なく輸出する必要があること。輸出しなかった場合は、免除された消費税が徴収され、罰則対象になります。

●POSシステムや返金体制の準備

★課税で販売できるレジの準備

免税店でも、レジで消費税を上乗せして決済する仕組みに切り替える必要があります。

★返金先登録サイトへの誘導

購入者がスマホで返金先を登録するためのWEBサイト（J-TaxRefundなど）へ誘導するため、QRコード入りレシート発行などの準備も必要に。

★返金体制の整備

返金実務を自社で行うには、膨大な手間と法的責任が伴うことに。リファンド方式に対応した業者に委託するなど、体制を整備しておきましょう。

★データの7年間保存

税関から送られてくる「返金可否データ」を受信し、7年間保存することが必要です。

~~~~◆~~~~◆~~~~◆~~~~◆~~~~

制度開始まで残り5ヵ月、POSシステムの対応状況や加盟している免税手続事業者の仕組みを把握し、早めに準備しておきましょう。



## ●店舗運営での準備のポイント

11日1日から店頭オペレーションが大きく変わります。店員向けには「旅行者への説明の仕方」や、免税判定の変更、梱包方法の変更（厳重な梱包不要）などの研修が必要に。

制度告知のため、店内での案内版やパンフレットの設置も準備しておきたいところ。

記帳や資金管理の方法も見直しが必要に。いったん課税売上を計上した後、返金確定分を免税売上に振り替える流れや、返金原資となる消費税分資金の管理方法なども検討しておきましょう。